



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年7月18日金曜日 第1475号

◇ 目次 ◇

恩給給与細則等の一部を改正する規則..... 793

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 793
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）..... 794
- 大規模小売店舗の廃止の届出..... 795
- 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（3件）..... 796
- 保安林の指定の解除..... 797
- 家畜商の免許の取消し..... 798
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 798
- 道路の区域変更（一般国道317号）..... 799
- 道路の供用開始（"）..... 799
- 道路の区域変更（県道宇和三間線）..... 799
- 道路の供用開始（"）..... 799
- 道路の区域変更（一般国道320号外）..... 800
- 道路の供用開始（"）..... 800
- 開発行為に関する工事の完了..... 800

訓 令

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令..... 800

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）..... 801
- 愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験の実施..... 801

規 則

○愛媛県規則第55号

恩給給与細則等の一部を改正する規則を次のように定める

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

恩給給与細則等の一部を改正する規則

（恩給給与細則の一部改正）

第1条 恩給給与細則（昭和28年愛媛県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第5条中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして知事が定めるもの」を加える。

（愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第15号様式中「郵便官署消印日」を「通信日付印日」に改める。

（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正）

第3条 愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「郵便」を「郵便等」に改め、同条中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便」を加える。

（愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第4条 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成10年愛媛県規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「郵便官署消印」を「通信日付印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1499号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
セブンスター三津店
松山市会津町7番1外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社セブンスター
松山市東石井町228番地1
代表取締役 玉置泰
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社セブンスター
松山市東石井町228番地1
代表取締役 玉置泰
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年3月1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 4 578平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
350台
 - イ 駐輪場の収容台数
240台
 - ウ 荷さばき施設の面積
125平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
140 2立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後10時15分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口11箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 午前6時から午後5時まで
- 2 届出年月日
平成15年6月24日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1500号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
パルティ・フジ垣生	松山市西垣生町207番2外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	平成15年7月1日	平成15年6月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後10時まで	午前8時45分から午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時30分から午後5時まで	午前6時から午後6時まで		
パルティ・フジ三津	松山市祓川二丁目13番17号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	午前8時45分から午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時30分から午後8時まで	午前6時から午後6時まで		
ヴェスタ松末	松山市松末一丁目4番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時まで	午前8時45分から午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時30分から午後7時まで	午前6時から午後6時まで		
フジグラン松山	松山市宮西一丁目2番1号外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時		平成15年6月30日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時30分まで	午前8時45分から午後10時15分まで		

		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時30分から午後6時まで	午前6時から午後6時まで
バルティ・フジ北斎院	松山市北斎院町698番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午後10時15分まで	午前8時45分から午後10時15分まで
		駐車場の自動車の出入口の数	5箇所	6箇所

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1501号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
バルティ・フジ北条	北条市辻町225番3	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年7月1日	平成15年6月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時まで	午前8時45分から午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時30分から午後9時まで	午前6時から午後6時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1502号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
T S U T A Y A 三津店	松山市大可賀二丁目671番3外	平成15年7月4日

○愛媛県告示第1503号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
バルティ・フジ道後	松山市道後町一丁目1番12号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 7月1日	平成15年 6月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
バルティ・フジ和氣	松山市和氣町一丁目637番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 7月1日	平成15年 6月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
ヴェスタ高岡	松山市高岡町432番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 7月1日	平成15年 6月30日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
バルティ・フジ余戸	松山市余戸中六丁目11番3号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 7月3日	平成15年 7月2日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1504号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ヴェスタ松前	伊予郡松前町西古泉1番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 7月1日	平成15年 6月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1505号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
レスパス・シティ	温泉郡重信町大字見奈良1125番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 7月1日	平成15年 6月30日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時15分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1506号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東予市楠乙347の37、乙347の39、乙347の40、乙347の42
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1507号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第7条第1項の規定により、平成15年7月18日次の者の家畜商の免許を取り消した。
平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)	取消理由
第242号	昭和37年12月1日	今治市延喜甲249の1	大澤 弘	昭和2年7月13日	申請による
第271号	昭和37年12月1日	今治市大新田50番地	松本 美喜雄	昭和11年11月12日	申請による
第283号	昭和37年12月1日	今治市日吉甲101番地	越智 保	昭和3年8月12日	申請による
第314号	昭和37年12月1日	越智郡大西町大字山之内甲984の11	大河内 弘	昭和6年7月2日	申請による
第325号	昭和37年12月1日	越智郡菊間町大字佐方甲856の1	山崎 敏行	大正12年3月30日	申請による
第1136号	昭和38年11月13日	今治市日吉町甲540の4	村上 和之	昭和6年2月10日	申請による
第1175号	昭和39年12月18日	越智郡波方町大字波方甲2201番地	小池 喜好	昭和8年9月30日	申請による
第1458号	昭和48年12月17日	今治市野間甲958番地	新開 豊	昭和4年9月12日	申請による
第1465号	昭和49年1月25日	今治市延喜甲772番地2	中村 秋吉	昭和21年1月1日	申請による
第1466号	昭和49年1月25日	今治市宅間甲179	近藤 忠義	大正13年1月21日	申請による
第1596号	昭和56年1月20日	今治市片山119番地	渡辺 猛	昭和6年1月30日	申請による
第1607号	昭和57年3月5日	今治市宅間甲1133	楠橋 俊一	昭和32年1月6日	申請による
第1630号	昭和60年10月11日	今治市高部甲301番地の2	藤原 常和	昭和16年10月13日	申請による

○愛媛県告示第1508号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市
宇和島市曙町1番地
代表者 市長 石橋 寛久
宇和島市寿町2丁目5番1号

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市本九島1863番第3地先から同1859番2地先ま

での公有水面

(2) 区域

次の1点から12点までを順次直線で結んだ線並びに2点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市本九島1846番3地内に設置された金属鉾）は、北緯33度13分22秒、東経132度45分06秒の地点

1点は、基点から真北178度30分05秒14.00メートルの地点

2点は、1点から真北68度00分05秒26.50メートルの地点

3点は、2点から真北158度00分05秒21.40メートルの地点

4点は、3点から真北248度00分05秒1.00メートルの地点

5点は、4点から真北158度00分05秒2.60メートルの地点

6点は、5点から真北68度00分05秒1.00メートルの地

点

7点は、6点から真北 158 度00分05秒 34.50メートルの地点

8点は、7点から真北 248 度00分05秒4.80メートルの地点

9点は、8点から真北 338 度00分05秒3.14メートルの地点

10点は、9点から真北 248 度00分05秒 56.00メートルの地点

11点は、10点から真北 158 度00分05秒3.14メートルの

地点

12点は、11点から真北 248 度00分05秒9.10メートルの地点

(3) 面積

2,128.33平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年8月16日 愛媛県指令河第497号

4 しゅん功認可年月日

平成15年7月18日

○愛媛県告示第1509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	越智郡吉海町大字仁江621番から 同大字623番1まで	旧	メートル 28.0~34.6	キロメートル 0.048	
			新	34.6~51.6	0.048	

○愛媛県告示第1510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	越智郡吉海町大字仁江621番から 同大字623番1まで	平成15年7月18日

○愛媛県告示第1511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	宇和三間線	北宇和郡三間町大字務田180番3から 同大字175番2まで	旧	メートル 9.2~19.6	キロメートル 0.125	
			新	14.8~26.4	0.125	

○愛媛県告示第1512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	北宇和郡三間町大字務田180番3	平成15年7月18日

○愛媛県告示第1513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	320号	北宇和郡広見町大字奈良2879番3地先から 同大字2925番1地先まで	旧	メートル 13.4～23.4	キロメートル 0.165	
			新	13.8～23.4	0.165	
県 道	西土佐松野線	北宇和郡松野町大字目黒18番1から 同大字126番地先まで	旧	5.0～9.0	0.439	
			新	13.8～17.8	0.439	

○愛媛県告示第1514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	320号	北宇和郡広見町大字奈良2879番3地先から 同大字2925番1地先まで	平成15年7月18日
県 道	西土佐松野線	北宇和郡松野町大字目黒18番1から 同大字126番地先まで	〃

○愛媛県告示第1515号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15西局建（開）第9号 平成15年7月4日	西条市喜多川字土段ノ木613番1、613番2、613番3、613番4、613番5、614番1、614番3、614番4及び615番1並びに同市樋之口字中八町291番1、291番2、291番3、291番4、291番5、291番6、291番7、291番8、291番9、291番10、291番11、291番12、291番13、291番14、291番15、291番16、291番17、291番18及び291番19	西条市喜多川505番地 松本豊史

訓 令

○愛媛県訓令第22号

庁内一般
各地方機関
愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定

める。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「郵便料金」を「郵便料金等」に改め、同条中「郵便料金」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務に関する料金」を、「郵便切手」の下に「又は文書主管課長が定めるこれに類する証票」を加える。

第12条第1項第2号前段中「郵便物」の下に「、これらの

郵便物に準ずる取扱いをするものとして文書主管課長が定める信書便物」を加え、同号後段中「郵便物」の下に「及びこれに準ずる取扱いをするものとして文書主管課長が定める信書便物」を加える。

様式第1号注中「郵便物」の下に「及びこれに準ずる取扱いをする信書便物」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年7月7日	特定非営利活動法人 松山自殺防止センター	檜 垣 長 貞	愛媛県松山市立花1丁目11-32	このセンターは、ビフレンダーズ憲章に則り、人生における苦悩、孤独、絶望、抑うつ、悲嘆等により、自殺の意思を示すなど、危機が迫っている人に対して、感情的な支援を行うと共に、自殺に関する事項について社会一般に広く周知を図り、自殺の防止を図る事によって、公益に貢献する事を目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年7月8日	特定非営利活動法人 えひめ太鼓ネットワーク	宮 川 透	伊予郡松前町大字筒井1224番地8	この法人は、不特定多数の愛媛県民に対して太鼓文化の振興及びまちづくりに関する支援事業を行い、そのことを通じ社会教育及びまちづくりの推進を図ると同時に、太鼓を通じて次世代を担う子どもたちの健全育成を図ることで、明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第1項に規定する平成15年度愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成15年7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時
平成15年10月26日（日）午前10時
- 2 試験の場所
次に掲げる場所のうちから、受験者ごとに指定する。
(1) 松山市文京町4番地2 松山大学
(2) 松山市久万ノ台112番地 愛媛県立松山盲学校
- 3 受験申込書の提出期間

平成15年8月18日（月）から29日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 4 受験申込書の請求先
(1) 愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
(2) 各地方局総務福祉部地域福祉課
- 5 受験申込書の提出先
〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
電話番号089 912 2432

